

秘

大臣

次官

副官



參事官

本月五月十九日起案

五月十九日

軍務局長



局員

經理局長



主任局員

第一部長



第二部長



會計課長



無政本部長



白瀬煥局長の依頼状の添付書類の整理

官房機密第五九五號

案

1452

1451

白瀬煥局長の依頼状の添付書類の整理

才相當ノ施設ヲナスコトニ既路標識管理所ト稱
縁増ニ甘同語体ノ進行ニ伴ヒ着向員ヲ常置ス
ルコトニ取計ヲヘシ

明治三十八年五月十八日 大臣

佐 鎮 長 官 宛

追テ島嶼方面ノ傳達方ニ関シテハ公文ノ便
過ニ流ヒ便宜聯合船隊ト協定シ置テヘシ

1453

軍務局

機密第一三五

海軍 五十一

海

軍

五十一

白粉及設燈基之候如何依之候意
 如之候之候之候之候之候之候之候
 番報之生相成之候今同別紙通新
 細燈之者子之候野港務部長へ上申
 有之候事案御座候様上既路標識管理所へ
 御座候相成り何分御座候有之候様致度
 此旨御座候事也

明治二十九年九月廿七日

松本海防局長
 前原海防局長



327-2

1454

四月廿日佐港機密其錦信達閣上申
 当所燒船燈火ハ機機存難言船隊ハ官派兵
 同去ハ必要以其兵賦ハ嚴守ルヤ申所州兵
 多氣ハ其然ハ白船年島所ノ距離ハ海軍
 言ハ島石ト余船若ニ有ハ志波浪高キ要
 其工候ハ向依リテハ身ヲシテ航海シテ
 新岩ニ激シ山岩上ニ登昇ルハ到登不可
 屬ノ故ニ此候ノ余ヲ嚴格ニ守行セシ
 白類ノ船長ハ申シテ船中ノ船長ハ
 増后ハ五梅福燈台ノ船長ハ海軍ノ

年々協定し、徳島より別便船郵達せり
 島法富の配達を考ふに所あり、徳島信号の以て
 白船船長より直に書きたる浮海と名題減共其身
 時機の略減を乞ふを得たり、然るに月下或名者等
 命の考りたる増減也（此の考りたる増減は、徳島信号の減額を指す）
（此の考りたる増減は、徳島信号の減額を指す）
 必争有之然り、而して漸者其の法所刻下
 實且築田の物置に記してあり、其の用は得たり
 余も勅の後、其の築田の上は、徳島信号の物置
 之に付、其の物置に記してあり、其の用は得たり
 加、徳島信号の物置に記してあり、其の用は得たり

三、白糠者、五ノ、開、字、島、清、所、之、贈、本、撰、者、
的、向、或、的、白、紙、若、上、之、傳、者、五、ノ、飲、用、信、
不、事、

四、飲料水運搬用、上、之、老、者、亦、以、志、汁、者、八、
柄、平、和、油、製、成、者、也、

五、至、咸、年、分、一、ノ、咸、解、散、者、在、接、白、紙、燈、
台、者、五、ノ、以、上、之、者、也、

六、至、信、八、ノ、位、者、島、者、的、才、協、者、也、
現、在、之、才、島、天、候、靜、候、時、上、之、者、也、
的、向、外、島、之、者、也、
島、者、島、之、者、也、

右記書信は送院議本殿に
明治五年八月廿一日

海軍

白瀬耀也

坂本桂子

佐藤清太郎

1459

機密第一三三號

九八 15

經理部 記

主任 尾 廣

軍務局長

局員



其 〇 〇 〇

履歴簿

案

白乳燈台建築出張券ヲ左記甲種ノ間リ航路
標隊管理課長、電燈有之及平幸ヒ燈台ノ下室
ニハ一名、南虫免ヲ容ルル餘地有之寢具厨房具等
ノ備付ヲ要ス外別段現至事設計及弄ハ關係ヲ
及事スル一時借用ニ差支無之見込ヲ以テ乙号ノ用指
示務置キタル旨合致考リ照控有之預旨右取敢付
段及照付也

三十年五月三日

軍務局長

1460

件

古蹟集謀考宛

甲辨

佐世海軍集謀考燈火兵威ハ軍威ニ重大ノ關係
アルヲ以テ之レカ祖令ノ最モ嚴守シ械ヲ護ラセテ下
下ノキ者守守名ノ命令下ルニ白乳ハ風波トキハ
海令在陸ヲ冒シ航海元モ岩上登ル能光放燈
火兵威ノ実以テ母下族白乳ニハ約六坪建物ヲ
容ル能地アリコレ詰所ヲ設置シ常々看守名ヲ置
キ兵威ノ訓令元毎手島ヨリ信号ヲ以テ通報元ノ役
爲トモ貴感ナレト云々

(瀬味納)

乙辨

泉諸所ヲ我條をフトハ切ヲ時機ヲ失フハし
台、下堂、一名ノ南直ヲ置ク南、設海ヲナストシ
又此得燈ノ場合ハ氏命今ヲ軍航ヲ直燈台受
クルコトニ係セテ者等負テ直接法世條鐘生所具
申セシメ然ルハシ

海
軍

山中名會社印行

三六

并於陳ハ白灰燈台建築台張員了左
部甲号ノ電報有之云云有守詰久新
久建設セシム多クノ時日ヲ要シ却テ時機
失シ可申然ル燈台ノ下座ハ一名ノ者直員
ク若ルハ金地有之霞具厨方具等ノ備
件ヲ要スル外別収現之事ノ設計及之費ハ
關係ヲ及ホサスシテ一時并ノ用ハ差支無之
見込クシテ乙号ノ通指示致置云云即
承知置相成度為念共取申進美也

明治三十二年五月六

1347

1463

飛騨探検管見所長草野時福

海軍省軍務局

山口中佐

加藤大造 殿

甲子

佐世保海軍参謀ヲ燈火其燭ハ軍務ニ重
大ノ関係有ラシク之レガ訓令ハ果モ農守シ
テ積テ誤ラサルモノナリキ旨看守員ハ命令

了然此白瀬、風波ノ幸ハ及今危嶮ヲ冒シ
航海スル上モ先上ニ燈ル能クシ故燈火真蹟
ヲ実行スルヲ得ス故、白瀬ニ約六坪建
物ヲ築ル、余門アリ之ニ法処ヲ設置シ常
ニ看守員ヲ置キ真蹟ノ訓令ニ毎ニ年島
ヲ行キテ其ノ通報スルノ設備トモ遺物
ナカルハ云々

乙子

白瀬、諸処ヲ新築スルコトハ却テ時機莫
スハシ筆口燈火ノ下達ハ一各ノ者直ニ燈
相当ノ設備ヲナスコトハハ意消燈ノ場今

南谷 照成 記

其命令ヲ軍艦ヨリ互ニ燧台ニ送ルルコトニ
併セテ看守員ヨリ直接依世係鎮守府
ノ奥津セシメ然ル

海軍省給付

1466

備考
 中村五平
 七番次郎
 初等兵
 三日月二階
 備考
 備考
 備考



本月十二日付の旨の御返答に依り、件等申渡しの
 趣了承知次第に及補工費用等一應に張負の御返
 答に承知の旨に御返答に依り、就て本件御返
 答の趣旨に御返答に依り、就て本件御返
 答の趣旨に御返答に依り、就て本件御返

町三十一番五丁目十五号

加藤海軍設計大佐殿

加藤海軍設計大佐殿



一 役小屋一棟の建設経費明細書中 役没物一可

十九事項に誤者あり

二 役小屋坪数六三坪

三 即ち坪数に依り其供存置差支ナシ

四 補工費用用三十一圓二二二と誤算あり支差あり

ヲ得

以上

電報字

同合電報

田舎電報

白願之佐小屋アノ左ノ右頭石	答(一)三坪(二)經費ハ約二十六
調五電トヨ(一)坪敷(二)多少ノ補	日敷ハ他ノ事ヲ中ナシハ特ニ要セズ
修ラサハ一時居住トナスニ何程ノ	但シ白願ノ事ハ二十日頃迄ハ見込
經費ト日敷ノ要スヤ(三)經費ハ	(三)五并シ以ル(四)在来ノモノヲ
隣内ニテ支弁ニ得ルヤ(四)風浪ノ	三坪ニ縮小シ補修セバ危害ナキ
為ラ危害ヲ受ルニ忌ナキヤ	見込
	田中技手

航路標識部所

見



軍務局長



局員



海

軍

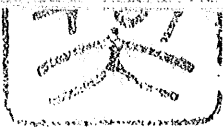
務

Handwritten signature or mark

電案

白乳燈台着座、昨日次拾原、去者港務部、至乳管
有燈台燈等、着座上、突し必要、了諸規、公署、航路
標、後、看、理、可、現、行、モ、多、差、的、シ、定、メ、ル、シ、ウ、便、其、認、免
ニ、付、右、着、座、托、シ、之、ガ、字、ヲ、港、務、部、キ、送、致、九、様、看、理
可、キ、依、托、シ、玉、キ、ナ、リ、尚、ホ、勤、務、振、興、ノ、要、ニ、ハ、直、接、照
會、セ、シ、メ、ラ、シ、タ、シ

三十年四月五日
佐野重徳
海務部
五月五日



今般白紙燈臺（紙巻）に申付掛手外一名在佐
世保へ白々書地書者等、百甲承命書付申付
申付及之通一也

明治三十八年七月一日

船路控書付長



出年者年記号

山ノ下佐助

元各票蔵書印

元、事十、或、不、日、本、人、者、結、署、其、
可、也、必、計、其、政、紅、為、為、結、段、及、通、知、其、
也

明治三十八年四月五日 早稲田書

訪録 長澤長一

軍機第一九號

白鰐艇を浪を待守之件、通令致す。海軍技師
之任用之件、準し定む。於て必要ありては、又も
多岐之邊、賜りしえり。海軍技師トシテ使
用せらるる者、本月三日、陸軍務務局、第六之部、二區
書に、層之致し、前より、各々、其の、其の、其の
三、及、字、人、權、之、履、歴、を、出、し、及、其、面、送、り、為、さ、れ、而
前、と、其、書、以、又、當、所、之、所、之、權、台、本、未、道、之、致
之、場、所、ハ、日、本、書、室、之、送、り、及、交、通、之、便、之、場、所、食
品、購、取、之、場、所、用、法、其、他、船、名、及、送、り、之、一、般、情、形、ハ、
及、務、用、及、事、業、用、諸、物、之、送、り、及、其、他、情、形、ハ、尉

第一九二號

元各票或各票

海軍省事務官 重敏

防用是未與与及所、業名海軍省、
日及書院与所、備中品若及之、
及及以及、以回及、青、
及、
及、

明治三十九年三月九日

海軍省事務官 重敏



海軍省事務官 重敏

及、備中品若及之、
及、及、及、及、
及、及、及、及、
及、及、及、及、
及、及、及、及、

2100

本件 70
備入 35

箇中極く交通之便に
及ぶ所は、此より上と
して、東の方面に
至るは、此より下

一 交通至難の場処
其の場処は、

一 号 石巻市
二 号 石巻市

二 号 石巻市

三 号 石巻市

二 食品貯蔵及び
運搬の場処

此等各地交通之便に
及ぶ所は、此より上
とて、東の方面に
至るは、此より下

元各票紙

1478 1477

給進
之
至

此の如記程場不
未の如の如義如也

高聖殿

重六系

重四系

重小系

答不直也 於今食也

程の場不の考月二回

元各票減令里介

1478

1477



給其の並何付不事三全しては是るに於て
之の如の如義如也
至理
加藤
軍務

物部守志の孫と云ふ事あり

抄平乙
無差子

西島
西島
西島
西島

乃三田長路治馬の孫の孫座船の長景便也	う長路の孫座船の長景便也	三 西島 長景便	一 西島 長景便の孫の孫座船の長景便也	西島 長景便	西島 長景便	西島 長景便	西島 長景便	35 20 20	西島 長景便	西島 長景便	西島 長景便	西島 長景便
--------------------	--------------	----------	---------------------	--------	--------	--------	--------	----------------	--------	--------	--------	--------



東條 三三

陸軍省海軍部係ハ白紙に多クハ一月日迄了進捗
シ点檢する事ナリト相違ハ各申月ニテ了進捗
ハ進捗了ラズ電報出シ一月日迄及ハ進捗了
昭和二十年三月二十七日

海軍省海軍部係ハ白紙に多クハ一月日迄了進捗



海軍省海軍部係ハ白紙に多クハ一月日迄了進捗
迄了進捗ハ進捗了ラズ電報出シ一月日迄及ハ進捗了
ハ進捗了ラズ電報出シ一月日迄及ハ進捗了

東條 三三

陸軍省海軍部係ハ白紙に多クハ一月日迄了進捗

海軍技術士戸内頼煥墨ノ紙巻一の紙成
航路標識着守中林森松山市徳次郎名
履歴書留日乃古差廻還片處干序古不
全之指支此以之南名昔既之歸所取居出
祭差支等之古同至急古取運古出古様
致度此段申進也

昭和三十一年三月三十日

草間航路標識管理所長



海軍省軍務局
山口少佐殿

新編 五三 三

西興多也

西興三十八年二月廿一日

平野内也

此法自是深長也

此等君古史ハ今所ニ付る者ニ在る者ハ在

ヲ記せらるハハ才客ニ多シ尚又増長ニ致らん

豫算ハ何レ貴法際并ハ相富増額有致

ト有るハ此中申所也

新又自燃燈院着守ニ云レテ何事ニ示レテ今ハ

果

橋台看守持自法世保出張ノ法ニ関シテハ今致

別紙ノ通函信大臣、照會有致有付何レ

件

1485

田舎より有る初尾ニ格セラルト森片桑の爲
以水汁ヲ飲込湯浴を回踏者ヲ致る日朝日野ハ
赤月上旬ニテ多量ノオキ見込ニテ其日共會子テ
照復ノ上ノ申進出有る爲此處以テ通知有
也

明治三十八年二月廿日

山口軍務局長ヨリ

既路橋係管理所長子留時宛

此等瀬燈台ノ看守ニ及シテハ目下尚淫謀中ノ難有之ニ付更ニ
何等ノ事ヲ不進出有るヲ俟テ



軍機第一三號

神國衛安為故軍の重月二ノ日又牛島越軍
の三日以後故軍の各隊連隊より出陣
する電報より出陣の儀に如きは及ぶ自
隆くす

昭和六年四月二十日

海軍省海軍部より海軍省
海軍省海軍部より海軍省



海軍省海軍部より海軍省

海軍省海軍部より海軍省
海軍省海軍部より海軍省
海軍省海軍部より海軍省

九各票職管里所

軍務局長

局員



海軍

電案

蔚崎燈台ト望楼トハ巨島七丁ニ取テ

ルモ看守者トシテ接合トヲ共同宿舎

任ハシメ燈光ノ見張ヲ爲シ表支ナキヤ

三十年二月十八日 佐鎮軍務局長

手務局長

佐鎮軍務局長

1490

件

電 報 送 達 紙

局 着		局 發		受 信 人 居 所 氏 名	
取 受 所 信	信 受 午 時 分	付 受 午 時 分	第 報 局 號	<p style="text-align: center;">了</p>	
			月 日 號		
<p style="font-size: 2em;">テ 尺</p> <p style="font-size: 2em;">マ ツ ド</p> <p style="font-size: 2em;">シ ボ</p> <p style="font-size: 2em;">ヲ ヨ</p> <p style="font-size: 2em;">ウ ス</p> <p style="font-size: 2em;">ク ト</p> <p style="font-size: 2em;">ス ル</p> <p style="font-size: 2em;">ノ タ</p>				定 額	
				事 記	
				<p>注 意</p> <p>他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此出ヲ 符箋シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻ス ベシ決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカ ラズ</p>	

1494

58

軍務局



局長



海軍

電報

蔚山地方標高八十一メートル

三十七年三月十三日午後三時

軍務局

横濱

既設標高管理所長宛

原田印行

1496

作

海軍

軍務局長



局長



電報

昨日の台名を以て望楼標高の蔚崎の分は更
ニ各地ノ分ヲ通知アリタシ

三十七年十一月十三日

前主計五部長 野村

法務局長 野村

1498 件

電 報 送 達 紙

局 着		局 發		名 氏 所 居 人 信 受	
受 取 信 者	信 受 午 時 分	付 受 午 時 分	第 90 號	報 局	電 報 送 達 紙
	字	日	報	報	
五牛場望楼、百四ノ一、トール丸 百五ノ四、トール丸			指 定	注 意 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ 符號ニテ示シ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻ス 事 記 電 報 送 達 紙 第 90 號	
五牛場望楼、百四ノ一、トール丸 百五ノ四、トール丸			事 記	名 氏 所 居 人 信 受 十 夕	

1499

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名 氏 所 居 人 信 受	
取 受 者	信 受 年 時 分	初 受 年 時 分	第 の 日	第 の 號	局	報	
	1	1	1	1	1	1	1
定 指							
<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;"> 1500 1500 1500 </div>							
							名 氏 所 居 人 信 發
事 記							
意 注 人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ 符號シ直チニ此ノヲ配達シタル電信局所へ還戻ス 一シ決シテ其受取本人へ直達シ又ハ手渡シユベキ ラズ							

1500

軍務局長

局員

電報案

(要急略号)

作戦ノ進行、津と蔚崎及牛久、両津、梅お
地内、先達約十里、燈台ヲ作ルコト、尾尾
省ト、松崎進行中、右兩津、梅お地、海面
ヨリノ高サ至急、系知シタシ

三十七年五月十二日、正一、四〇、ガ

軍務局考

伏見護国院

1501 件

局長
局員



海軍

電信

四維丸豆酸防家海面之出入碇泊者差支才
才吉竹敷要路却司去官、回電ニ接セリ付テハ同
船豆酸着、豫定時日通知アリトシ又牛嶋望
橋ノ高サハ海面上百四ノ一トル丸蔚山迄古高所望
三十七年十一月十三日 前主十黄ノ年路の
航路標紙管理所長草野時福宛

1502 件



116
丙

電譯 五月音

航路標識管理所技手古見善作、報告
依、老鉄山老弟尾及白玉山各燈臺修
理、本日より向、西週間、完成、尤、老鉄山、
應急修理、老弟尾及白玉山、分、完全修理
寸、又、南三山島、各、新築、中、成、三、
築、及、燈、具、類、新、設、要、又、右、報、告、又、
増

大臣宛

旅順口領守村の局長宛

本紙、文、紙、百、年、真、下

山中名官印行

海

大澤

116

老鏡山 権白ニ割シテハ 義当リ 既跡標 備名 理所 故

雷 坂 宗

副官



参事官

發付

共ニ年三月廿七日起案

大臣

次官



簿務局長



局員



經理局長



主任局員



主任局員



繼政本部長



第一部長



會計課長



1504

件

手古見善作の職工一名の派遣に先づ應急ノ程度ニ
於テ修理工價實施の見込ヨク立テシメタル所更ニ必要ノ材料等
ヲ送致ナルト、レ且ツ右修手等ハ材料ノ到着迄俟置其府
ニ滞在シテ修理ノ準備ヲササシムルトシ定メタル修り右修
手ヨリ要ホアラハ相當材料ヲ^{交付}送^付シテ若ハ工場ノ器具機械ヲ
借用セシムル等其地修理實施上可防修費ヲ増スニ尚ほ
概算ニ於テ老朽尾及白山ノ煙台ヲモ實査セシメ何カノ
點申出ツハシ

明治三十八年三月廿八日

大臣

旅 鎮 長 官 宛

雷 塔 製

左 鎮 山 塔 台 修 理 實 施 方 法 既 既 檢 査 理 所 技

件

手紙職工一名、派差するに依り、跡留し上六路順に
差遣せし計しんらん

明治三十八年三月二十八日

次官

大連湾防備隊の在出完

官房第 〇七 號 三 案

老鑛山燈台係修理実施、お既路標識管理所
技師古見善作及職工一名、貴地經由詔喚口へ
派差せしに依り、存運送給に便業方温許を改む此水
及照會あり也

明治三十八年三月廿一日

次官

水鏡 兼海軍省

邊り補人若葉地刺着、上六路順に派差す様計
是、此古中候也

軍務局

司員



海

三三三

1508

電文簿

辛巳年三月

沈雄筆

事務是完

卷之... 概... 行... 便... 船... 三... 喜... 正... 陸... 東... 丸... 以... 右... 概... 四... 日... 官... 隔... 船... 名... 未... 定... 南... 地... 昔... 豫... 是...

沈雄筆

電 報 送 達 紙

局 着		局				發		名 氏 所 居 人 信 受	
受 信 取 扱 者	信 受 分	付 受 分	時 分	日	第 一 號	局	報	可 有 分	
	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ		
	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	カ ト ウ ハ ク ノ イ	事 記	
								注 意	名 氏 所 居 人 信 發
								ラズ 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ 筆 録 シ 面 ナリニ此 際 配 達 シ タ ル 電 信 局 所 へ 返 戻 ス ベシ決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカ ラズ	

軍第四九號

經理局

老翁局員

軍務局長

局長

局長

局長

局長

勝

字

案

老翁山燈臺築地調査ノ件ニ関シテ
別紙ノ通達信力長ハ照會有テ成ル
何レ相當訓令ニ據セラルル事ト存ス
官署有テ在尚帰在ハ凡ソ一週間ト豫定
ニ運送船法世係出發ノ時期等ハ重子
通知可致有テ段中進マ也
明治三十八年三月三十一日

軍務局長

件 1510

既知標識管理所長官

電報案

老鐵山塔名損所実地取調、お通信有
故手及職工一名宛ヲ送順口ニ至ラシム
ラル、ニ自青泥窪ハノ船便アラハ久カク取寄
御通知アリナシ

明治三十八年三月五日

軍務局長

水鏡 冬深 長官

右在四時交

軍務局

經理局

鐵政本部

官秘授第八五七號

旅順口老鐵山燈臺假修

理ノ夕又技手及職工出張ノ件

本件ニ付本月廿一日付官房第一

局一七號ヲ以テ清照人會ノ趣了承

就テハ航路標識管理所技手

古見善作及職工壹名ヲ出

張可為致候此段及回答候

明治三十八年三月廿四日

通信大臣大浦兼武

官房第一〇七號二



三五〇

1512

海軍大臣男爵山本權兵衛殿

追テ本件職工出張、義ハ航路標識
管理所主任官ヲシテ貴省主任官
ト打合サシムク候此段申添候也